

**秋田県税外公金コンビニエンスストア収納代行業務委託  
企画提案競技審査会設置要領**

(目的)

第1条 この要領は、秋田県税外公金コンビニエンスストア収納代行業務委託の企画提案競技審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 審査会は、秋田県税外公金コンビニエンスストア収納代行業務委託に係る企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織及び運営)

第3条 審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 出納局次長

委員 出納局次長が指名した者

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 審査会の事務局は、出納局会計課決算・システムチームに置く。

(審査会)

第4条 審査会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 審査会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

4 審査会の会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法)

第5条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより実施する。

(審査の評価方法)

第6条 評価方法は、別紙「企画提案競技評価基準」ににより実施する。

(委託候補者の決定方法)

第7条 委託候補者は、審査内容に基づいて総合的に評価し、委員による協議の上、決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。

(別紙)

秋田県税外公金コンビニエンスストア収納代行業務委託  
企画提案競技評価基準

評価項目及び評価基準		配点	
<b>1 コンビニ収納の環境構築</b>			
(1) コンビニ	① コンビニとの契約調整について履行能力はあるか。 ② 主要コンビニ3社及びMMK（マルチメディアキオスク）設置店が網羅されているか。	40	
(2) バーコード品質検査	① 自由使用欄21桁は県で使用できるよう確保されているか。 ② ISO/IEC15416規格で定められた2.5（グレードB）以上の検査能力を有しているか。 ③ プリンターは10機種以上検査可能か。 ④ コンビニ各社とのスキャンテストは可能か。		
(3) 収納データ・伝送方法	① 速報、確報、速報取り消しは送付できるか。 ② 速報は納付日の翌日正午までに県へデータ送付できるか。 ③ 確報及び速報取り消しは払込日び当日正午までに県へデータ送付できるか。 ④ 収納データは県の財務会計システムに取り込み可能か。 ⑤ 県が収納データを取得するシステムの機能や画面構成について、職員にとってわかりやすく、操作性は良いか。 ⑥ LGWAN経由で安全に収納データを取得できるか。 ⑦ 収納データはメンテナンス等の運用停止期間を除き、いつでも取得可能か。 ⑧ 財務会計システムでの消込処理が正常に完了できるか。		
(4) 払込金	① 収納金は月6回以上、県の指定する口座に払い込み可能か。（セブニーレブンの払い込みを除く） ② 払い込みに関する手数料は受託者負担か。 ③ 前月末日までに翌月の払い込みスケジュールの報告は可能か。		
(5) セキュリティ対策	① 情報漏洩がないようセキュリティ対策は十分か。（プライバシーマークやISM(ISO27001)等の取得実績）		
<b>2 指定公金事務</b>			
(1) 月額基本料金等	① コンビニ収納に係る月額基本料金等は適切かつ低廉か。		15
(2) 収納手数料	① コンビニ収納に係る収納手数料は適切かつ低廉か。		
(3) 保守、サポート、障害時の対応	① コンビニ現場での納付トラブルやシステムトラブルが発生した場合、迅速に対応できる体制を確保できるか。		
<b>3 実施体制及び実績</b>			
(1) 導入までのスケジュール	① コンビニ各社との契約調整やバーコード品質検査等は、具体的で無理のない計画か。	15	
(2) 実施体制	① 本業務の実施にあたり、適正な実施体制となっているか。 ② 責任者が明確で、迅速な連絡体制など危機管理体制が十分であるか。		
(3) 本業務と同種業務の実績	① 地方公共団体等からの同種又は類似業務の実績は十分であるか。		
<b>4 独自提案</b>			
	① 会計事務の効率化や利用率向上などに資する提案であるか。 ② 他社と比べ、優位性等が認められる提案で、本県にとって有用であるか。	5	
<b>5 見積金額 ※</b>			
	① コンビニ収納開始前に必要なバーコード品質検査の導入費用は、適切かつ低廉であるか。	10	
6 賃金水準の向上	別記「賃金水準の向上」、「女性の活躍推進」及び「県内情報関連の振興」に係る取組の評価基準による	5	
7 女性の活躍推進		5	
8 県内情報関連産業の振興		5	
		100	

※ 見積金額の配点は、次の計算方式により算出する。

$$10点 \times (\text{見積金額の最低見積価格} / \text{見積金額の見積価格})$$

「賃金水準の向上」、「女性の活躍推進」及び「県内情報関連産業の振興」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上		2	最大 5	
		2.00%以上		3		
		3.00%以上		5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表				0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	各 0.25	最大 0.5	
			次世代法 ※3			
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2				1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5		
			プラチナえるぼし	2		
		次世代法 ※3	くるみん	1.5		
			プラチナくるみん	2		
	若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5			
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1		
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
県内情報関連産業の振興	秋田県内に本社、支社、事業所等の拠点を有し、県内拠点に所属する従業員が本業務への従事が認められること。		5			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計額（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）